令和4年度事業報告

林業・木材製造業労働災害防止協会

令和4年度 事業報告

第1 令和4年度事業運営に当たっての基本的考え方

令和4年度の事業運営にあたっては、令和4年度事業計画「第2 令和4年度の事業運営にあたっての 基本的考え方について」において、事業運営の基本方針を以下のとおり定めて実施した。

令和4年度の事業運営にあたっては、「第1 当協会を取り巻く状況について」を踏まえ、13 次災防計画の最終年度として、同計画の目標達成に向けて新型コロナウイルス感染症対策を講じ つつ、労働災害防止対策の推進に取り組むこととする。

特に、労働災害防止対策事業では、その実効性を高めるため、国の施策を踏まえた次の事業を中心として取り組むこととする。

- 1 伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組
 - ア 林野庁と連携した活動の展開

安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動として集団指導、現場安全パトロール等の実施による指導及び援助と、上記集団指導を活用し、車両系木材伐出機械作業及び伐木等作業に係る作業計画の作成・活用等について市町村の林業請負事業発注担当者を含めた援助を展開する。

- イ 伐木等作業者に対する能力向上教育の充実のための検討
 - (ア) 技能レベルに応じた講習カリキュラム及び修了試験、教育を行う講師の養成等について 検討する。
 - (イ) 伐木等作業に係る実技講習・試験及び講師養成が可能な設備等を有する施設の把握等を 行う。
- 2 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業
 - ア 林業及び木材製造業の非会員を含めた業界全体の安全衛生水準の向上を図るため、安全管理士等が、企業・業界団体に対する技術指導を行うとともに、その傘下の事業場への支援を行う。
 - イ 安全衛生管理体制が脆弱な小規模零細な林業及び木材製造業の事業場を支援するため、安全管理士等が、集団指導、労働災害発生事業場への個別指導、リスクアセスメント定着のためのフォローアップ指導・助言などの支援を行う。
 - ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(以下「高年齢労働者ガイドライン」という。)の周知とともに、高年齢労働者ガイドラインによる事業場の取組を促進する。 エ 林材業労災防止専門調査員は、労働災害発生状況の把握と分析などを行う。
- 3 林材業における労働災害再発防止対策事業

13 次災防計画の目標達成に向け、「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱(平成 29 年 8 月改正)」に基づき、「林材業死亡労働災害多発警報」の発令による各種労働災害再発防止対策を本部・支部及び関係行政機関が緊密に連携して実施するとともに、安全管理士等による重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する年間を通じた集中指導など、死亡労働災害の分析結果を踏まえた「今日の作業ポイントカード」、「事業場自主点検表チェックリスト」を活用して一層実効性のある労働災害防止対策を実施する。

4 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

林業、木材製造業の各事業場において実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、事業主、安全管理担当者及び労働者を対象に実践的リスクアセスメント集団指導会を 実施する。

林業においては、高年齢労働者及び新規就業者の特性を踏まえたリスクアセスメントテキス

トを活用した集団指導会を実施し、併せて高年齢労働者ガイドラインの普及を図る。また、木材製造業においては小規模事業場の出前(集団)指導会を継続して実施するとともに、リスクアセスメント実施事例において動画を活用した研修を試行的に実施する。

5 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

林業における振動障害の新規労災認定件数は、長期的には減少しているものの、依然として年間30人前後で推移している状況にある。振動障害を予防するためには、チェーンソー取扱労働者の適切な作業管理を徹底するとともに、定期健康診断や特殊健康診断による振動障害の早期発見及び健康診断結果に基づく適切な健康管理を確実に実施することが重要である。

このためチェーンソー取扱事業場とその労働者及び当該労働者に対する特殊健康診断の実施状況等を的確に把握するとともに、労働基準行政機関と連携し、当該事業場等に対する特殊健康診断の周知、受診勧奨及び指導並びに林業巡回特殊健康診断を実施し、チェーンソー取扱労働者における振動障害の予防と早期発見を図ることとする。

6 安全衛生教育の推進と安全衛生活動支援の実施

ア 関係法令等の周知と遵守・指導

平成31年2月12日に公布又は告示された労働安全衛生規則の一部改正及び安全衛生特別教育規程の一部改正、また、令和2年1月31日に発出された「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等の内容について、会員を含めた関係者に対する周知に引き続き努め、遵守徹底について指導援助の取組を進める。

イ 林業・木材製造業労働災害防止規程の遵守徹底に係る指導

会員が遵守しなければならない協会の自主規範である林業・木材製造業労働災害防止規程 (以下「災防規程」という。)の遵守については、災防規程講習会資料等を活用し、災防規程 の遵守状況や死亡災害の動向分析を踏まえつつ、安全管理士等が継続して会員事業場に対す る遵守・徹底に係る指導取組を行う。また、法令等の改正に伴い労働災害防止規程の見直し に向けた検討を進め変更案を取りまとめる。

ウ 安全衛生教育の適正な実施と安全衛生水準向上の支援

令和元年6月25日付けで施行した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実技教育安全マニュアル」等に基づく的確な講師の選定と適切な講習方法による安全な教育研修を実施し、林業、木材製造業に携わる方々に向けた安全衛生水準の向上の支援を進める。

また、最新の専門家の知見や法令改正を的確に捉え、教材等の作成と改訂を行い、本年度は特に、車両系木材伐出機械作業及び伐木等作業に係る作業計画の安全衛生教育の準備を進める。

以上の事業の実施に当たっては、国等の新型コロナウイルス感染症対策の方針、関係行政機関の指導等を踏まえた感染症防止対策を適切に講じつつ、個別指導、集団指導、現場安全パトロール、安全衛生教育等の労働災害防止対策事業の継続を図るとともに、13次災防計画の最終年度として、目標達成に向けて同計画期間中の死亡災害等を踏まえた最終年度に実施する再発防止対策を取りまとめ、集中的な取組により、会員等の労働災害防止に資する効果的な対策を迅速かつ的確に実施することにより、協会の目的・使命である労働災害防止に向けた活動を一層推進していくこととする。

第2 令和4年度に取り組んだ具体的な事業活動

- 1 安全衛生管理活動事業(補助事業)
- (1) 伐木作業における労働災害撲滅に向けた対策に係る取組

林業において、平成 12 年~令和 2 年の間に死亡災害は 935 件発生し、そのうち伐木等作業による 死亡災害は 599 件で全体の 64.1%を占めている。

こうした状況の下、森林の有する多面的機能の確保のため、森林環境譲与税が導入され、新たな森林経営管理制度に基づく森林整備等が推進されるとともに、国内の人工林が本格的な利用期を迎えたことや国産材の需要の増大等を背景に、主伐材を中心に素材生産量が増加している。

今後、人工林の整備が促進されることにより、それに伴う労働災害の増加が懸念される。

また、伐木等作業においては、困難木の伐倒やかかり木処理のように高度な技能を必要とする伐倒作業について、伐木等作業従事者の技能向上のため、外部有識者による「伐木作業者に対する能力向上教育充実のための調査研究検討委員会」を設置し、伐木等作業者の技能向上のための教育体系等について検討しているところである。

以上のような状況を踏まえ、労働災害の未然防止を喫緊の課題として以下の取組を実施した。

ア 林野庁と連携した活動の展開

(ア) 安全管理士と林業普及指導員等が連携し、特別活動(技術的な指導及び援助)として、集団 指導、現場安全パトロール等を実施し、より効果的な指導及び援助を展開した。

集団指導会の実施状況については、次のとおり

伐木作業時における労働災害防止のための集団指導会				
集団指導会実施支部	44 支部			
集団指導会実施回数	47 回			
受講者数 1,838名				
伐木作業時における労働災害防止のための現場安全パトロール				
現場安全パトロール実施支部 13 支部				
現場安全パトロール箇所数	48 箇所			
実施事業場数(人数) 48 事業場 148 人				

- (イ) 労働災害の発生に伴う発注者の責任、役割等について、引き続き上記集団指導を活用し市町 村の林業請負事業発注担当者を含めた効果的な援助を展開した。
- (ウ) 労働安全衛生規則及び関係ガイドラインに基づく、車両系木材伐出機械や伐木等作業に係る作業計画について、事業者が適切に作成できるよう、また、発注者が発注に当たり適切に活用できるよう、安全管理士が講師となって集団指導会等の機会を活用して指導及び援助を展開した。
- イ 伐木等作業者に対する能力向上教育充実のための検討
 - (ア) 伐木等作業者に対する教育、講師の養成等の調査研究 伐木等作業者に対する教育体系の構築に向けた、①技能レベルに応じた講習カリキュラム、

修了試験、②当該教育を行う講師の養成等について平成30年度から令和3年度まで検討した 結果について、令和4年度は最終報告書(骨子案)をとりまとめた。

また、今後、新規就業者に対するチェーンソーによる伐木作業の職場内訓練についても検討 することとした。

(イ) 実技訓練等に使用する施設(設備)に係る調査の実施

国、地方公共団体等の伐木等作業に係る研修施設において、伐木等作業に係る実技講習・試験及び講師養成が可能な先進的教育訓練施設を把握するための実地調査を実施する計画であったが、コロナウイルスの影響により中止した。

第1回 令和5年2月2日 第2回 令和5年3月15日 伐木作業者に対する能力向上教育の充実 のための調査研究検討委員会の開催 検討委員会は3回程度開催することで計画したが、災防規程の変更作業を優先的に対応したため、当該検討委員会は年度末の2回の開催となった。

(2) 業界全体の安全衛生活動底上げに係る事業

林業における労働災害の発生頻度を見ると全産業計と比べ非常に高く、労働災害の重さの程度も 全産業計と比べ非常に高い状況にある。

木材製造業は、同じく発生頻度を見ると製造業と比べ高く、労働災害の重さの程度も製造業と比べ高い状況にある。

このため、非会員を含めた業界全体に対する自主的な安全衛生活動の底上げを図る取組を行った。 また、林材業では小規模零細の事業場が多数を占め、安全衛生管理体制が整備されていないことか ら、集中指導を行うことが求められている。

さらに、雇用環境の整備が図られる中、高年齢労働者が増えることが予想されることから、高年齢労働者の安全と健康を確保するため「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」が公表されており、その取組を支援する必要がある。

これらの状況を踏まえ、安全管理士等の専門家を活用し企業・業界団体に対し労働災害防止に関する技術的な支援を行うとともに、同ガイドラインの周知を含め企業・業界団体傘下の非会員を含む 事業場に対する指導を行った。

P	企業,	・業界団体及びその傘下の事業場に対する指導(年間)
/	1L. 7K. 1		T-101/

企	実施項目			
企業名	集団指導	個別指導	安全パトロール	
木原造林㈱		1回 1事業場	2回2事業場	
株J-POWER ハイテック	1回11事業場31名	5回7事業場	10 回 14 事業場	
宮城十條林産㈱	6 回 19 事業場 64 名	6回8事業場	8回 21 事業場	
九州林産㈱		2回2事業場	2回2事業場	
㈱南栄		2回2事業場	2回2事業場	

イ 安全管理士等が行う林業・木材製造業の事業場に対する現場安全パトロール、集団指導及び個別 指導による安全衛生水準の向上

実 施 項 目	実施都道府県	実 施 回 数
個別指導	30 都道県	178 回
現場安全パトロール	28 都道府県	207 回
集団指導	45 都道府県	218 回
リスクアセスメントの定着に向けたフ ォローアップ	23 都道県	53 回

ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の周知及び同ガイドラインによる事業 場の取組の促進

安全管理士による高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン	林業	23 事業場
に基づく指導	木材製造業	3 事業場

(3) 林材業における労働災害再発防止対策事業

平成26年度から労働災害再発防止対策として実施してきた「林材業死亡労働災害多発警報」の発令に当たり、安全管理士等による当該支部との連携した取組み、また、安全管理士及び専門調査員の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通した集中指導により、一層実効性のある労働災害再発防止対策を実施した。

ア 林材業死亡労働災害多発警報発令要綱に基づく労働災害防止対策の実施

(ア) 発令支部

林業

岩手県支部、大分県支部、宮崎県支部の3支部

・木材製造業

宮城県支部の1支部

令和4年度の警報発令支部	林 業	3支部3回
	木材製造業	1 支部 1 回

(イ) 支部の取組

- ・支部長名により会員事業場事業主に対して注意喚起を促す通知を発出するとともに、死亡 労働災害が発生した事業場に対する指導を集中的に行った。
- ・労働局、森林管理局、県、関係団体、事業発注機関へ協力要請を行うとともに、報道機関 に対して報道を要請した。
- ・関係行政機関と連携して現場安全パトロール及び緊急集団指導会を実施するとともに、会 員事業場事業主による自主安全パトロールと一斉自主点検を実施した。
- ・関係協力団体、支部、分会及び労働災害が発生した会員事業場等を中心に「労働災害多発 警報発令中」のポスター掲示及び労働災害の発生を注意喚起するのぼり旗の設置を行った。

実 施 項 目	実 績
現場安全パトロール	54 事業場

緊急集団指導会の開催	7 回	
ポスター掲示	290 箇所	
のぼり旗の設置	450 箇所	

イ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中個別指導

安全管理士の活用による、重篤な労働災害を発生した小規模事業場に対する年間を通した集中 指導を実施し、集団指導、安全パトロール、リスクアセスメントフォローアップなど、一層実効性 のある労働災害防止対策を指導した。

実 施 項 目	実 績
集中指導事業場数	13 事業場
集団指導回数	19 回
個別指導回数	20 回
安全パトロール	19 回
リスクアセスメントフォローアップ	4 回

(4) 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業

林材業における労働災害の発生状況は、度数率、死傷年千人率、強度率において、他の産業に比べ 依然として高い状況が続いている。

このため、各事業場において、実践的リスクアセスメント手法の導入促進・定着を図るため、平成 27年度から、事業者、安全管理担当者及び労働者を対象に集団指導会を実施してきた。

また、前述のとおり(平成12年~令和元年の死亡労働災害)林業においては、50歳以上の中高年齢者の死亡災害の割合が80.8%を占め、10年未満の新規就業者の死亡災害の割合は37.5%を占めることから、令和3年度から高年齢労働者及び新規就業者の特性を踏まえたリスクアセスメント集団指導会を実施している。

木材製造業における実践的リスクアセスメントは、製造ラインを止めることができない等との理由から、参加者数が少ない状況にあることから、小規模の木材製造業の出前(集団)指導会については、事業者及び安全管理担当者(希望する労働者を含む。)がリスクアセスメントの手法を学ぶために1時間の講習を受講し、その後、引き続きリスクの感受性を高めるための1時間の演習を事業者、安全管理担当者及び労働者が受講するといった方式で実施した。

ア 集団指導会の開催

(ア) 集団指導会受講対象者

集団指導会では、林材業事業場の事業主、安全管理担当者及び労働者に対しリスクアセスメント手法等の説明を行うとともに、実践的リスクアセスメントの演習を行った。

また、林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡災害を分析し、死亡災害が 多発した作業に関連する災防規程の関係条文を解説した①「林材業労働災害防止規程講習会資料 No3 死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業(A5版)」、死亡労働災害の再発防止対策をま とめた②「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B7版)」、林業に係る改正安衛則とガイドラインをまとめた③「再発防止対策と関係法令・ガイドライン(A5版)」、現場安全パトロールにおいて、安全管理士による遵守指導件数の多い災防規程の関係条文を解説した④「林業 災防規程の遵守に取り組みましょう(A4リーフレット)」、同様に木材作業についても、⑤「林材業労働災害防止規程講習会資料 No4 死亡労働災害の撲滅に向けて 木材製造業 (A5版)」と⑥「木材製造業「今日の作業ポイントカード」(B7版)」、⑦「木材製造業 災防規程の遵守に取り組みましょう(A4リーフレット)」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程等の周知及び指導を行った。

さらに、林業の集団指導会では、高年齢労働者ガイドラインの資料も掲載した上記③の「再発防止対策と関係法令・ガイドライン(A5版)」を使用して、高年齢労働者の就業に関して配慮することが望ましい事項について、周知した。

イ 出前(集団)指導会の開催

木材製造業については、受講を希望する事業場に出向いて行う出前(集団)指導会を実施した。

すた	カリキュ	ラムを	時間 マル 1	時間程度に領縮	して演習を実施した。
A/L\	// / 1 1	. / 4	2 PUIDI (A L		

集団指導会	実施支部数	実施回数	受講者数
実践的リスクアセスメント (木材製造業版) 導 入のための集団指導会	14 支部	14 回	195 人
出前集団指導(木材製造業版)	13 支部	18 回	279 人
実践的リスクアセスメント (林業版) 導入のための集団指導会	37 支部	53 回	1,267 人

2 労働災害防止特別活動推進事業(補助事業)

(1) 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業

ア 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業

未受診労働者のより一層の受診率向上を図るため、「林業チェーンソー取扱労働者雇用状況等及び振動特殊健診実施状況調査票」によりシステムに登録されている事業場における雇用労働者の変動調査を含む健診状況把握を行うとともに、「新規にシステム登録する事業場に対する調査」により新たなチェーンソー取扱事業場及び労働者の把握を行い、当該調査結果に基づき令和3年度未受診労働者を雇用する事業場及び3年以上の未受診労働者等に対し、特殊健診の受診の勧奨・指導を行った。

また、厚生労働省幹部との意見交換会において、チェーンソー取扱労働者を使用する事業者に対する巡回特殊健康診断の周知と受診勧奨について協力を依頼するなど、行政との連携を図った。

林業チェーンソー取扱登録事業場数(4年度末)	3, 287 事業場
特殊健診受診勧奨事業場数 (3年度1年間未受診者のいた事業場)	1,738 事業場
林業チェーンソー取扱登録労働者数(4年度末)	27, 538 人
特殊健診受診勧奨労働者数(3年度3年以上未受診)	2,246 人

イ 林業巡回特殊健康診断事業

林業チェーンソー取扱労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編成して巡回することにより、受診機会の少ない労働者に対し特殊健康診断を実施した。

また、健診促進事業に登録されている事業者(約3,300事業場)に対しては、特殊健康診断の通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。

巡回特殊健康診断は昨年度比 674 人の増、特殊健診受診者全体数でも昨年度比 366 人の増、となった。

特殊健診受診者数 (振動障害特殊健診実施状況調査による)	19, 374 人
上欄のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数 (厚生労働省補助事業助成対象受診者数)	17,981 人

3 安全衛生教育支援事業(自主事業)

(1) 労働安全衛生規則等の一部改正の周知及びその定着

伐木等作業に係る労働安全衛生規則等の一部が改正され(平成31年2月12日公布)、それに伴い、 令和2年1月31日に関係ガイドラインが示された。

このため、関係行政機関や関係業界団体等と連携して、会員を含めた関係者に対し、引き続き、改正内容の周知及びその定着を図った。

ア 安全管理士等は、本部作成の「再発防止対策と関係法令・ガイドライン」、「令和4年度林材業 労働安全衛生に関わる取組の実施要領」(冊子)等の資料を活用して支部と連携し、その周知及 び定着を図った。

イ 特に、災防規程の遵守状況、死亡災害の動向から、引き続き、伐木作業時の受け口、追い口、 切り残しに係る基本的な伐倒方法、伐倒時の立入禁止、かかり木の処理等に関する措置の定着を 図った。

(2) 安全衛生教育等の実施と資格取得の促進

労働安全衛生法に基づく、技能講習、特別教育等の安全衛生教育に関して必要な情報を提供する とともに、これら講習・教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と 受講機会の拡大を図った。

労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の一部が前述のとおり改正され、支部は受講者が円滑に受講できるように必要に応じ補講講習を実施した。

また、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(平成 27 年 12 月 7 日付け 基発 1207 号第 3 号・改正令和 2 年 1 月 31 日付け基発第 0131 第 1 号)」(以下「伐木等作業ガイド ライン」という。)においても示された伐木等の業務従事者安全衛生教育(5 年ごとに受講する安 全衛生教育)を実施するよう指導した。

ア 労働安全衛生に係る講習会等の実績

	区 分	実施支部数	受講者数 (人)
_	a 木材加工用機械作業主任者	32	1, 084
	b はい作業主任者	7	560
T T	c 小型移動式クレーン運転(1t以上5t未満)	3	167
技能講習	d フォークリフト運転 (1 t 以上)	5	375
習	e 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削 用)運転	1	58
	f 玉掛け (1 t 以上)	4	193
	a 伐木等機械の運転の業務	35	1, 745
	b 走行集材機械の運転の業務	36	1, 531
	c 機械集材装置の運転の業務	20	586
7	d 簡易架線集材装置等の運転の業務	34	1, 133
(イ)安全衛生特別教育	e 新伐木等の業務(安衛則第36条第8号)〔令和2年 8月以降〕	47	11, 878
衛 生 生	f 伐木等の業務(補講イ 2.5H)	20	754
7別教育	g 伐木等の業務(補講工 5.0H)	5	68
FI FI	h 小型車両系建設機械(3 t 未満)運転業務	2	26
	i フルハーネス型墜落制止用器具の業務	1	7
	j 法面ロープ高所作業の特別教育	1	142
(ウ)職長	長等の教育(安衛則第40条)	0	0
(工) 能力	林業架線作業主任者能力向上教育	1	28
分衛	a フォークリフト運転業務 (安衛令第 20 条第 11 号) 従事者安全衛生教育 (1 t 以上)	1	138
(才)安全	b 機械集材装置運転業務従事者安全衛生教育	1	11
全育	c チェーンソーを用いて行う伐木等業務従事者安全衛 生教育	15	700
(力 教	a 造林作業の指揮者等安全衛生教育	23	596
(力) 通達	b 刈払機取扱作業者安全衛生教育	47	14, 055

	С	リスクアセスメント実務研修	4	129
	d	荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育	10	195
	е	携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育	1	49
その他			4	54

イ 地方公共団体等からの補助事業・受託事業等の実績

支部において、地方公共団体等からの補助事業、受託事業などによる安全衛生教育等を実施した。

	区 分	実施支部数	受講者数 (人)
a	安全衛生指導員養成研修の実施	9	158
b	安全巡回指導の実施(指導班による巡回指導を含む)	29	2, 570
С	安全衛生普及啓発関係	6	477
d	林業就業支援事業関係	3	1, 626
е	緑の雇用関係	8	1, 748
f	振動障害予防等の対策の実施	19	3, 843
g	蜂刺傷災害対策支援事業	13	4, 792
h	林業架線作業主任者受験準備講習	3	31
i	安全作業技術講習	7	487
j	その他	11	3, 024

ウ 伐木等業務に係る特別教育の実技教育中に発生した災害に係る対策

平成31年4月16日に青森県支部が実施した伐木等業務に係る特別教育の実技教育中に受講者が 死亡するという、あってはならない災害が発生したため、再発防止対策として、安全衛生教育に おける安全衛生の徹底を指導した。

(ア) 内部業務監査の実施

令和元年度から3年度の間に全支部を対象として実施した技能講習及び特別教育等に関する内部業務監査の結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施することとし、令和4年度は本部による内部業務監査を7支部を対象に実施した。

年度別内部業務監査の実施状況については、次のとおり。

実 施 年 度	実 施 支 部 数
令和元年度	1 4 支部
令和2年度	1 1 支部
令和3年度	2 2 支部
令和4年度	茨城、滋賀、京都、徳島、香川、愛媛、高知
	7 支部

(イ) 安全衛生教育総点検月間の設定等

安全衛生教育における安全衛生の確保と適切な実施を図るため、4月を安全衛生教育総点検 月間と定め、本部が作成した自主点検チェック表により、支部及び安全衛生教育(実技教育) の講師は自主点検及び改善活動を実施することにより、教育実施関係者の意識を高めた。

また、令和元年6月に策定した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要領」において、支部長は任命した講師に対して3年毎に、最新の労働安全衛生法、災防規程及び災害事例等に関わる再教育を実施することとしており、令和元年に本部が開催した「緊急教育」、「講師養成研修」を受講した講師は、任命後3年を経過するため、本部が再教育用の資料として「伐木等の業務に係る特別教育の講師に対する再教育(教材資料)」を600部作成提供し、支部はこの教材資料により再教育を実施した。

(3) 図書・安全衛生用具等の普及

ア 図書教材等の作成、頒布

「図書・DVD・安全衛生用品カタログ」の令和4年度版を作成・配布するとともに、協会ホームページに掲載するなど積極的なPRを行った。また、一般への図書・用品の販売を行い、会員をはじめ一般にも広く紹介し販売を促進することで、労働安全衛生意識の向上を図るとともに自主財源の確保に取り組んだ。

令和4年度に新たに作成又は改訂したもの

種	類	数量
労働安全ポスター		7,500 枚
労働衛生ポスター		6,000枚

令和3年度以前に作成又は改訂したもので、令和4年度に増刷したもの

種類	数量
 教材等 	
改訂2版 チェーンソー作業の安全ナビ	30,000 部
上級チェーンソー作業者の安全ガイド(第2版)	1,000部
集材機運転者安全必携	1,000 部
造林作業安全衛生実務必携	1,000 部
林業架線作業主任者テキスト	500 部
車両系木材伐出機械安全マニュアル	6,700部
改訂初版 安全な刈払機作業のポイント	37,000 部
木材加工用機械作業の安全	1,500部

林業架線作業主任者免許試験標準問題集(新訂版)	500 部
林業現場責任者の基礎知識	500 部
安全な作業の基本	500 部
緊急時対応カード(携行式カード)	500 部
旧安衛則第36条第8号修了者を対象とした補講テキスト	1,000 部
② DVD	
チェーンソー(点検整備)	100 枚
大径木に見る伐倒の工夫	100 枚
伐木造材作業の基本 ~チェーンソーの安全な操作~	100 枚
刈払機の安全作業	100 枚
蜂に注意	100 枚

その他

安全作業の基本シリーズ ① ~ ⑦	1,500 部
図書、DVD安全衛生用品カタログ(2022 年→2023 年)	2,500 部

林材安全(3年4月~4年3月)	毎月 2,500 部
-----------------	------------

イ 安全衛生用品等の普及促進

チェーンソー作業等における防護衣(具)の確実な着用を推進するため、当協会がメーカーと共同開発した製品及びメーカー独自開発製品について、労働災害を防止するうえで不可欠なものとして、協会ホームページへの掲載など、積極的なPR・販売に努め、労働安全衛生意識の向上を図った。

(4) 月刊情報誌「林材安全」の編集・発行

月刊情報誌「林材安全」は、林材業界唯一の労働安全衛生専門誌としての公益性、社会性に則して 労働災害防止対策・手法、最新の労働災害情報、調査分析、行政の動きを分かりやすく、迅速かつ確 実に伝えるよう内容の充実を図った。特に、安全管理者や事業場における労働災害防止に向けた具体 的な取組事例の紹介など、会員の取組の参考となる記事を計画的に掲載し、第13次労働災害防止計 画の達成に向けた取組事項について周知を図った。また、広報活動を推進するとともに、自主財源確 保の手段として購読者の拡大、有料広告の確保掲載に努めた。

(5) 労働安全・労働衛生標語の募集

林材業労働安全標語及び林材業労働衛生標語を一般公募し、採用された標語を使用した労働安全

ポスター及び労働衛生ポスターを作成、販売した。

ア 令和4年度林材業労働安全標語 「怖いのは慣れと過信と思い込み」

イ 令和4年度林材業労働衛生標語 「見逃すな 心と体が出すサイン」

ウ 令和4年度労働安全ポスター 7,500枚

エ 令和4年度労働衛生ポスター 6,000枚

(6) 安全衛生教育テキスト等作成委員会

当協会が発行する安全衛生教育用図書等の作成または改訂に当たり、専門的知見を有する有識者等で構成された委員会により、図書の編さん内容等の検討を行った。

「検討対象図書]

ア 「作業計画の手引き (仮称)」の新刊編纂について

イ 「ソーチェーンの正しい目立て」の改訂について

ウ 「改訂 造林作業安全衛生実務必携」の改訂について

安全衛生教育テキスト等作成委員会の開催	意見聴取含む(年3回)

(7) 安全衛生教育等に係る講師養成研修の開催

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) に規定する安全衛生教育について、事業者に代わって、当協会の各都道府県支部において実施しているところであり、当協会が、林材業における労働安全衛生教育の専門機関として、講師に求められる一定水準以上の教育知識等を補完することを目的として、講師養成研修を開催した。

実施日	令和4年7月8日~9日(2日間)
内 容	振動障害の予防と対策のポイント、相手に伝わる話し方、チェーンソーの安全操作及び点検・整備のポイント、使用者責任と安全衛生(関係法令)、伐木等の業務に係る災害事例、関係法令通達及び振動工具に係る事例演習のポイント、伐木等の業務に係る学科及び実技教育のポイント等について研修

4 安全衛生対策支援事業(自主事業)

(1)「林材業労働災害防止計画(5カ年計画)」の目標達成に向けた取組の実施

13 次災防計画を踏まえ、林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、協会が取り組むべき方向と対策を示した林材業労働災害防止計画(5 カ年計画)を着実に実施し、死亡災害の目標である2022 年までに死亡災害を2017 年と比較して15%以上減少させること、休業4日以上の死傷労働災害を、2017 年と比較して5%以上減少させることを目標とした。

この目標を達成するため、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて取組を着実に実施することを目的として、「令和4年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領」(以下「取組の実施要領」という。)を策定し、取組の実施要領の「重点とする取組」を実施した。

特に、令和4年度は林材業労働災害防止計画(5カ年計画)の最終年度となることから、最終年度 対策(目標達成に向けて、計画期間中の死亡災害の主な「類型ごとの原因と対策」)を作業者に周 知し、日常作業に反映させるもの。)を推進した。具体的には、本部が死亡災害の類型ごとの労働 災害の原因と対策、指導資料等を掲載したパンフレット等を作成し、支部が全会員に配布・説明し て周知するほか、「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動に係る集団指導会」、「実践 的リスクアセスメント導入のための集団指導会」などの機会に、支部、安全管理士が、会員・非会 員事業者に対し周知し、以下の取組と有機的に結び付けつつ、最終年度の取組を実施した。

ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守徹底

労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における集団指導会、安全パトロール等に おいて、災防規程の遵守が徹底されるよう指導した。

また、林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡労働災害が多発した作業の安全対策に関係する災防規程の条文を小冊子にまとめた①「林材業労働災害防止規程講習会資料 No3 死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業 (A5 版)」、死亡労働災害の再発防止対策をまとめた②「林業作業「今日の作業ポイントカード」(B7 版)」、現場安全パトロールにおいて、安全管理士による遵守指導件数の多い災防規程の関係条文を解説した③「林業 災防規程の遵守に取り組みましょう (A4 リーフレット)」、同様に木材作業についても、④「林材業労働災害防止規程講習会資料 No4 死亡労働災害の撲滅に向けて木材製造業 (A5 版)」と⑤「木材製造業「今日の作業ポイントカード」(B7 版)」、⑥「木材製造業 災防規程の遵守に取り組みましょう (A4 リーフレット)」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程の周知及び指導を行った。(1462 名)(再掲)

イ リスクアセスメントの普及と実施に向けた指導援助

実践的リスクアセスメント導入のための林業及び木材製造業における集団指導会を実施した。

(再掲)

ウ 安全衛生教育の確実な実施に向けた指導援助

(ア)特別教育(補講)の適正な実施

技能講習については、労働安全衛生法等の関係法令に基づき適正な講習を行う。特別教育等については、新たに制定した「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「伐木等の業務に係る特別教育に関する実施要綱」及び「東西系木材伐出機械の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、「機械集材装置の運転の業務に係る特別教育」、「刈払機取扱作業者安全衛生教育」にそれぞれ対応する実技教育安全マニュアルに基づき適正な教育を行うよう指導した。(再掲)

(イ) 技能講習・特別教育等の開催日程等の広報

技能講習、特別教育等の安全衛生教育の必要な情報を提供するとともに、これら講習、教育等の開催日程を協会ホームページに掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図った。

(ウ) 安全衛生教育の実施

伐木等作業ガイドラインにおいても示されたチェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事 者安全衛生教育を当該対象者に対して5年ごとに実施するよう指導した。

また、伐木等機械、走行集材機械及び簡易架線集材装置等(以下「木材伐出機械等」という。)

の運転の業務に係る特別教育が平成26年12月1日に適用され、5年を経過することから、「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」と同様に危険有害業務従事者に対する安全衛生が実施できるよう厚生労働省に通達の施行を要請した。

- エ 死亡労働災害の撲滅を目指した取組
 - (ア) 「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」に基づく効果的な再発防止対策を実施した。(再 掲)
 - (イ) 重篤な労働災害が発生した特定事業場に対する集中指導を実施した。(再掲)
 - (ウ) 死亡災害(直近の上半期、年間)を分析した再発防止対策の周知・指導を実施した。
- オ 死傷災害の防止を目指した取組
 - (ア) 林材業 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンを取組の実施要領により周知し、実施した。
 - (イ) 林材業 STOP! 転倒災害プロジェクトについては、取組の実施要領により周知し、実施した。
 - (ウ) 林材業年末年始無災害運動を取組の実施要領により周知し、実施した。
- カ 重篤な労働災害が発生した小規模事業場に対する集中指導を実施した。(再掲)

(2)「林業・木材製造業労働災害防止規程」の遵守指導及び改正安衛則を踏まえた見直し

災防規程は、林業については、木材伐出機械等に係る労働安全衛生規則の改正、振動障害予防対策の改正、木材製造業については、業種の多様化と機械設備の技術革新の進展への対応などにより見直しが行われ、厚生労働大臣の認可を得て、平成29年10月26日から改正された災防規程が適用され、会員に遵守・徹底されるよう事業場へ配付した。

令和4年度においても、この災防規程の遵守について、あらゆる機会を通じて指導を行った。 ア 実践的リスクアセスメント集団指導会における災防規程の周知及び死亡災害再発防止対策の指導(再掲)

林材業において過去に発生した林業と木材製造業の死亡労働災害を分析し、死亡労働災害が多発した作業に関連する災防規程の関係条文を解説した①「林材業労働災害防止規程講習会資料 No3 死亡労働災害の撲滅に向けて 林業作業 (A5版)」、死亡労働災害の再発防止対策をまとめた②「林業作業「今日のポイントカード」(B7版)」、現場安全パトロールにおいて、安全管理士による遵守指導件数の多い災防規程の関係条文を解説した③「林業 災防規程の遵守に取り組みましょう (A4 リーフレット)」、同様に木材作業についても、④林材業労働災害防止規程講習会資料 No4 死亡労働災害の撲滅に向けて木材製造業(A5版)と⑤「木材製造業「今日の作業ポイントカード」(B7版)」、⑥「木材製造業 災防規程の遵守に取り組みましょう (A4 リーフレット)」を作成し、リスクアセスメント集団指導会において説明し、災防規程の周知及び指導を行った。

(1,462名) (再掲)

イ 取組の実施要領により災防規程の遵守を指導

本部から会員に対し、労働災害防止月間及び死亡労働災害多発警報発令期間中の講習会や安全パトロール等において、安全管理士による遵守指導を行い、災防規程の周知徹底を図るよう指導した。

ウ 林材業労働災害防止規程の見直し検討委員会による災防規程の変更(案)の取りまとめ

伐木等作業に係る労働安全衛生規則等の一部が改正され(平成31年2月12日公布)、それに伴い、令和2年1月31日に関係ガイドラインが示されたことなどを踏まえ、災防規程の見直しを行うこととした。

昨年度に引き続き外部有識者による「林材業労働災害防止規程変更検討委員会」において検討 し、災防規程の変更(案)を取りまとめた。

	第1回	令和4年3月8日(令和3年度)
 	第2回	令和4年6月28日
林材業労働災害防止規程変更検討委員会	第3回	令和4年8月29日
	第4回	令和 4 年 10 月 24 日

(3)「林材業労働災害防止月間」等の設定と全国安全週間等への取組

ア 全国安全週間が実施される7月を「林材業労働災害防止月間」に設定して、労働災害防止の活動を重点的に実施し、その定着を図った。また、この月間中の厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」(7月1日~7日)についても協賛者として取り組んだ。

また、産業安全衛生大会、集団指導会及び現場安全パトロール等で労働災害撲滅に向けた取組を行った。

なお、「林材業労働災害防止月間」の主な取組みは、次のとおり。

実 施 事 項	実施支部数	対 象 数
現場安全パトロール	23 支部	341 事業場
産業安全衛生大会、集団指導会等	33 支部	1,386事業場
労働安全ポスターの配付、掲示	47 支部	5,630 事業場

イ 全国労働衛生週間

厚生労働省、中央労働災害防止協会が主唱する「全国労働衛生週間」(10月1日~7日)の協 賛者として、労働衛生意識の高揚を図るため、計画的に取り組んだ。

なお、「林材業労働衛生週間」(9月1日~9月30日までの1か月間は準備期間、10月1日~7日は本週間)の主な取組みは、次のとおりである。

実 施 事 項	実施支部数	対 象 数
現場安全衛生パトロール	20 支部	224 事業場
安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施	22 支部	621 事業場
労働衛生ポスターの配付、掲示	47 支部	4,560 事業場

ウ 林材業年末年始無災害運動

令和4年度は、年末年始無災害運動の取組を令和4年12月15日~令和5年1月15日までとし、支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、年末年始の労働災害の撲滅に向けた取組みを行った。

なお、主な取組は、次のとおりである。

実 施 事 項	実施支部数	実 績
現場安全パトロール	24 支部	265 事業場
集団指導会及び会議等で指導	26 支部	85 回

エ 林材業STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施

林材業における熱中症については、死亡災害ゼロを目指し、令和4年度の取組の実施要領において、「林材業 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」として、5~9月をキャンペーン期間、7月を重点取組期間として、会員及び支部に対してそれぞれの取組内容を指示した。また、月刊情報誌「林材安全」への掲載並びに都道府県支部を介して、会員事業主に熱中症防止対策の徹底を図ることを目的とし、本キャンペーンを展開した。

実 施 事 項	実施支部数
巡回指導、講習会等で指導	39 支部

オ 林材業STOP!転倒災害プロジェクトの取組

冬季は積雪及び凍結時に転倒のおそれが増大することから、林材業STOP!転倒災害プロジェクトの取組期間を令和4年12月1日~令和5年3月31日までとし、安全担当者(安全推進者)の参画の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「転倒災害防止チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施し、転倒災害の撲滅に向けた取組を行った。

なお、主な取組は、次のとおりである。

実 施 事 項	実施支部数	実 績
現場安全パトロール	29 支部	512 事業場
安全大会及び集団指導会等で指導	33 支部	218 回

(4) 労働災害情報の収集分析と提供

労働災害の発生状況を毎月速報とするとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その 結果を取りまとめ、広く情報提供を行った。

提供情報	提供頻度	提供媒体	提供先
死亡労働災害事例速報	随時	ファックス、Eメール	支部 (会員)
労働災害発生状況速報(協会版· 厚生労働省版)	毎月	ファックス、Eメール	支部 (会員)
労働災害発生状況速報	毎月	ホームページ	一般
労働災害事例	各月号	月刊情報誌「林材安全」	購読者

(5) 各種活動における会員加入の取組

林材業事業者における協会会員の割合を高めていくことが、業界全体における着実な労働災害防止対策の推進につながる。また、林業の死亡災害における非会員割合の増加は会員の減少が影響していると考えられる。

このため、対策の一層の推進を図る観点から、周知広報活動、集団指導、個別指導、安全パトロール等の各種の活動に際して、非会員も含めた対策とするものにおいては、会員加入を促した。

ア 集団指導会、個別指導時に協会パンフレットを配布

イ 指導に関する資料において、協会の紹介、会員加入、月刊情報誌の購読に関する事項を加え た。

(6) ホームページの運営

ア ホームページの内容充実と、労働災害事例、労働安全衛生対策の最新情報、協会事業案内の提供に努めた。

イ デザインとコンテンツ構成を見直し視認性や判読性を高め、また、デバイスの多様化への対応 やセキュリティの向上を図るため、ホームページのリニューアルを行った。

令和4年度のアクセス総件数	134,651 件(369 件/日)
1 1 1 1 2 1 1 2 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(7) 全国林材業労働災害防止大会の開催

第 58 回全国林材業労働災害防止大会を令和 4 年 10 月 13 日 (木)、愛知県名古屋市において開催 し、功労者等の表彰等を行い、安全衛生意識の高揚を図った。

全国林材業労働災害防止大会	愛知県名古屋市	461 人
---------------	---------	-------

(8) 労働安全衛生に係る表彰事業等への候補者の推薦

ア 全国林材業労働災害防止大会会長表彰全国大会において、安全衛生に優秀な成績をあげた団体 及び会員事業場並びに労働災害防止のため特に功労、功績のあった個人の表彰等を行った。

区 分	令和4年度表彰者数	
団 体 賞	2 団体	Z
中 米 旧 岑	優良賞	1事業場
事業場賞	進歩賞	3 事業場
	功 労 賞	12名
個 人 賞	功績賞	4名
会長感謝状		4名
	計	24

イ 令和4年度緑十字賞の推薦

長年にわたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる 個人及び職域グループに対して、中央労働災害防止協会が実施し表彰する制度について、令和4年 度は次の2名が表彰された。

- 市原 紅美雄 氏(林材業労災防止協会 安全管理士)
- 西口 邦彦 氏(八西森林組合 専務理事)
- ウ 令和4年度安全優良職長厚生労働大臣顕彰
 - 一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長等に対して、厚生労働大臣が顕彰する制度について、令和4年度は次の1名が顕彰された。
 - 佐藤 年男 氏(安楽城林産株式会社・山形県)

5 組織体制、事業運営の整備強化(自主事業)

(1)協会の業務運営に係る業務改善への継続した取組

「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」(平成23年11月)、「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会報告書」(平成24年1月)及び「林材業労災防止協会の在り方に関する検討委員会作業部会報告書」(平成26年12月)を踏まえ、業務運営の改善に向けて継続的に取り組んだ。令和4年度は、コンプライアンス確保と適正な組織運営を図るため、平成30年度から進めている支部監査指導に引き続き取り組んだ。

ア 支部会計業務監査の実施とコンプライアンスの徹底

協会業務の適正かつ円滑な運営と会計経理の適正を期するため、年間監査計画を策定し、「監事監査規程」、「会計業務等に関する内部監査実施規程」に基づき、監事と連携して監事監査、内部監査指導を計画的に実施し、監査結果による的確な改善措置の徹底を図った。

監事監査	本部会計業務監査	2 回
	支部会計業務監査	4 支部 (富山県、広島県、大分県、宮崎県)
内部監査	支部会計業務等監査	6 支部 (青森県、岩手県、群馬県、三重県、鳥取県、 島根県)

イ 支部登録教習機関業務等の内部監査の充実強化及び指導(再掲)

都道府県支部が実施する安全衛生教育に係る内部監査については、令和元年度から3年度の間に実施した技能講習及び特別教育等に関する計画的な内部業務監査を踏まえ、PDCAサイクルに基づき、業務マニュアルの整備、会議を通じた指示等による業務の改善、本部及び支部による内部業務監査による点検を継続的に実施した。

登録教習機関等内部業務監査	7 支部
---------------	------

ウ 監査結果の共有

年度内に実施した監事監査及び内部監査指導の結果について、支部長会議、全国支部事務局長会 議において改善・指導事項別に示して業務改善に資するための共有を図った。

(2) 理事会・総代会等の開催

執行決定のための理事会及び最高議決機関である総代会を開催した。

第 63 回通常総代会	令和4年6月
第84回理事会	令和4年5月
第 85 回理事会	令和4年10月
第 86 回理事会	令和5年2月

(3) 支部長会議等の開催

新型コロナウイルス感染症の対策状況を勘案し、全国支部長会議の開催方法を対面会議開催に代え、役員等一部対面と支部は Web 形式のハイブリッド方式による開催とした。

(4) 外部評価のための総合評価委員会の開催

外部有識者で構成された「林業・木材製造業労働災害防止協会総合評価委員会」を設置し、令和3年度に実施した協会事業について評価を受けた。

委員会の評価結果及び委員の意見等は、「令和4年度業績評価報告書」に取りまとめ、報告書を踏まえた事業運営の改善を進めた。

総合評価委員会の開催	年2回
------------	-----

(5)情報セキュリティ対策の推進

協会が保有する個人情報、事業場等に関係する重要情報の漏えい等のリスクに対応して、社会的信頼性と評価を得るため、情報セキュリティ対策の確実かつ適切な実施・運用を進めた。

また、政府統一基準群及び厚生労働省セキュリティポリシーに準じた情報セキュリティの運用強化と、適切な情報セキュリティ機器等の導入により継続的に情報セキュリティの改善を図るとともに、本部役職員、支部長及び支部職員に対して情報セキュリティ研修を実施した。

加えて、情報セキュリティインシデント発生時の適切な対応を図るための CSIRT 連携訓練や、本部における情報セキュリティ自己点検を実施し、職員の情報セキュリティに対する認識を高めた。